

村 民 各 位

猿 弘 村 長 伊 藤 浩 一

< 村 内 で ア パ ー ト 経 営 す る 方 へ 建 設 費 を 助 成 し ま す ! >
猿 弘 村 民 営 賃 貸 住 宅 建 設 促 進 助 成 対 象 事 業 者 の 募 集 に つ い て

村 内 で は、新 た に 村 内 に 民 間 ア パ ー ト を 新 築 し よ う と す る 方 (個 人 ・ 法 人) に 対 し て、建 設 費 の 一 部 を 助 成 す る 「 猿 弘 村 民 営 賃 貸 住 宅 建 設 促 進 助 成 制 度 」 を 実 施 し て い ま す。

つ き ま し て は、令 和 8 年 度 に お け る 助 成 事 業 の 応 募 者 を 次 の と お り 募 集 し ま す の で、助 成 を 希 望 さ れ る 方 は、下 記 の 期 間 内 に 必 要 書 類 を 提 出 し て く だ さ い。

記

1. 助成対象とする賃貸住宅の戸数

○ 4 戸 程 度 (助 成 金 総 額 1, 4 0 0 万 円)

2. 助成内容

施 工 業 者 の 所 在 地 (支 店 を 含 む)	助 成 金 額
猿 弘 村 内	建 設 工 事 費 の 35% (た だ し、戸 当 たり 350 万 円 を 上 限)
猿 弘 村 外	建 設 工 事 費 の 25% (た だ し、戸 当 たり 250 万 円 を 上 限)

3. 申請受付期間

○ 令 和 8 年 4 月 13 日 か ら 令 和 8 年 6 月 30 日 ま で

(た だ し、令 和 9 年 2 月 28 日 ま で に 賃 貸 住 宅 が 完 成 し、か つ、令 和 9 年 3 月 31 日 ま で の 間 で 速 や か に 所 有 権 保 存 登 記 又 は 建 物 表 題 登 記 を 終 え る も の に 限 り ま す)

4. 対象となる住宅 (次の要件を全て満たしている住宅)

○ 村 が 定 め る 整 備 基 準 に 基 づ き 新 築 さ れ る 住 宅 で あ る こ と。

(間 取 り の 制 限 は あ り ま せ ん が、戸 当 たり 床 面 積 は 30 m² 以 上 が 条 件 で す)

ア) 各 戸 に 玄 関、台 所、水 洗 便 所、収 納 設 備、洗 面 設 備、浴 室、物 置 が 設 置 さ れ て い る こ と。

イ) 住 宅 の 断 熱 性 能 が、国 の 定 め る 省 エ ネ 基 準 に 適 合 し て い る こ と

ウ) 段 差 の 解 消 や 手 す り の 設 置 な ど、一 定 の バ リ ア フ リ ー に 配 慮 し て い る こ と

○ 1 棟 当 たり 2 戸 以 上 の 長 屋 又 は 共 同 住 宅 で あ る こ と (プ レ ハ ブ は 除 き ま す)

○ 入 居 後 に 徴 収 す る 毎 月 の 家 賃 を、戸 当 たり 建 設 工 事 費 の 0.6% 以 内 と す る こ と

※ 下 水 道 処 理 区 域 以 外 で 賃 貸 住 宅 の 建 設 を 計 画 し て い る 方 は、交 付 申 請 の 3 か 月 程 度 前 に は、上 下 水 道 係 と 浄 化 槽 設 置 に 係 る 協 議 を 行 っ て く だ さ い。

5. 事業対象者 (次の要件を全て満たしている方)

○ 村 内 に 賃 貸 住 宅 を 建 設 し、そ の 所 有 者 と な る 個 人 又 は 法 人 (た だ し、村 内 居 住 者 又 は 村 内 に 本 支 店 の 住 所 を 有 し て い る 企 業 に 限 り ま す)

○ 公 租 公 課 に 滞 納 が な い こ と。

○ 賃 貸 住 宅 の 所 有 者 と な る 個 人 又 は 法 人 の 役 職 員 が 暴 力 団 員 で な い こ と。

○ 賃 貸 住 宅 の 所 有 者 本 人 及 び そ の 親 族、又 は 当 該 法 人 の 役 職 員 に 限 定 し て 入 居 さ せ る た め の も の で な い こ と。

6. 手続きの流れ

認定申請書の提出(建築確認申請前)【事業者】⇒ 認定申請の内容審査【村】⇒ 事業認定可否の通知【村】⇒ 交付申請書の提出(建築確認申請後)【事業者】⇒ 交付決定【村】⇒ 建設工事着手【事業者】⇒ 建設工事完成【事業者】⇒ 完了検査・当該家屋の登記【事業者】⇒ 実績報告書の提出【事業者】⇒ 助成金額の確定通知【村】⇒ 助成金の交付請求【事業者】⇒ 助成金の支払い【村】

7. 事業対象者の決定について

募集期間終了後、村で申請内容を審査し、その結果を応募者に通知しますが、申請額の総額が予算額を上回った場合は、抽選により事業対象者を決定します(ただし、鬼志別地区以外の地区で建設を計画する方が優先となりますので、ご了承願います)。

8. 認定申請に必要な書類

認定申請書に次の書類を添付の上、提出してください。

- ・ 助成金交付申請(予定)額算出表
- ・ 建物の外皮平均熱貫流率計算書
- ・ 建物の平面図及び立面図
- ・ 民営賃貸住宅整備基準チェックリスト
- ・ 建物の附近見取図及び配置図
- ・ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- ・ (個人の場合)住民票の写し、(法人の場合)登記事項証明書
- ・ 工事見積書その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- ・ 敷地が自己所有である場合は土地の登記事項証明書、借地である場合は土地の賃貸借契約書の写し
- ・ 賃貸住宅の入居条件等を表す書類
- ・ 国税及び道税に係る納税証明書
- ・ その他必要書類

9. その他

- 交付された助成金を目的外に使用し、またはその受ける権利を他人に譲渡し、もしくは担保に供してはなりません。
- 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部を返還させる場合があります。
 - ア) 当該賃貸住宅を廃止または他の用途に変更したとき(建設後10年間に限ります)
 - イ) 当該賃貸住宅が法令に違反しているとき
 - ウ) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき
 - エ) その他、この条例の規定に違反したとき(建設後10年間に限ります)
- 当該賃貸住宅の所有権を承継する必要があるときは、所定の様式により申請し、村長の承認を受けなければなりません。
- 住宅敷地内へのごみステーションの設置が必要となります。詳細につきましては、下記担当までお問い合わせください。

10. 申請書の提出先・問い合わせ先

- 担当：猿払村建設課 土木建築係
- 住所：〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1
- 電話：01635-2-3135 ○ Fax：01635-2-3812
- ホームページ：<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>